

茅ヶ崎市 地域福祉計画

概要版

平成17年度～平成21年度



平成17年(2005年)3月

茅ヶ崎市

1 地域福祉計画の定義

地域福祉計画は、地域住民が抱える福祉課題に対応するために、あるべき福祉の理念・目標を明らかにし、それを達成するための地域福祉活動、生活に必要なサービスの提供、生活環境の改善・整備などの取り組みについて、住民参加で策定し、実行する新しいタイプの計画です。

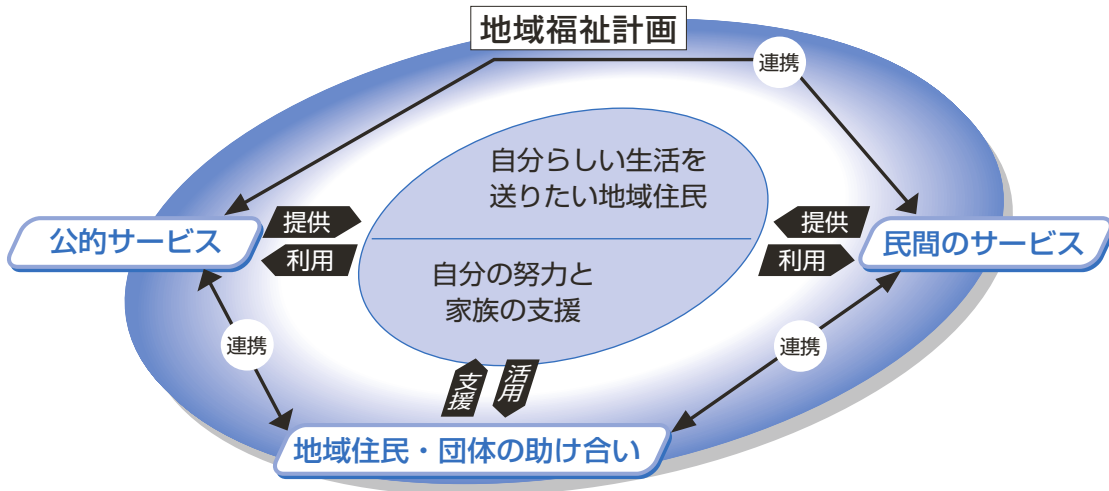


図1 地域福祉のイメージ図

2 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、「地域」という視点に立って、他の保健福祉計画に含まれていない独自の取り組みと他の保健福祉計画の地域に関する部分を横断的に展開する取り組みを含んだ計画です。

茅ヶ崎市には、既に新総合計画後期基本計画（ちがさき・さわやかプラン）をはじめとする様々な計画があります。関連する福祉計画との関係を図で示すと次のとおりです。

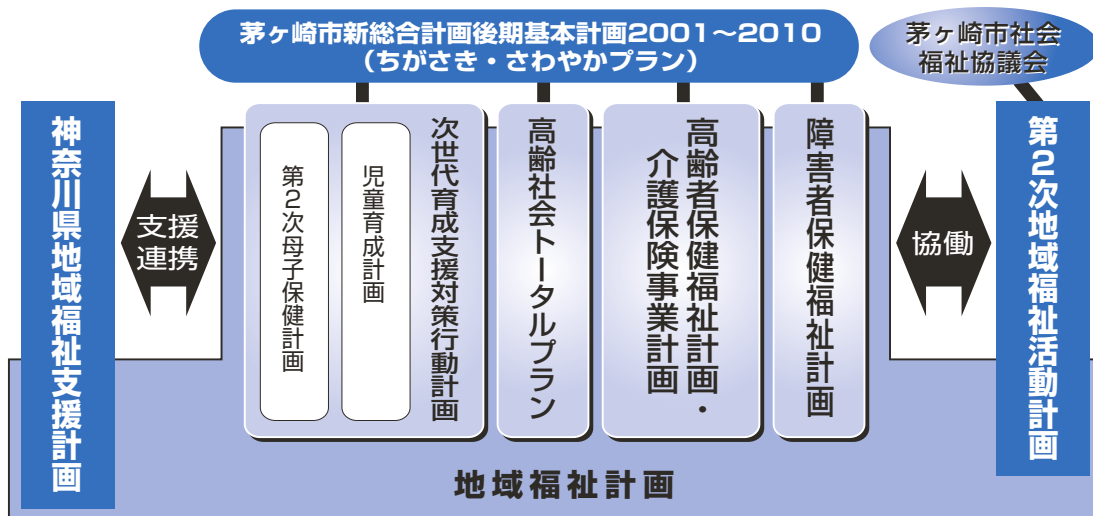


図2 地域福祉計画の位置づけ

3 計画期間

地域福祉計画は、平成17年度からの5年間の計画で、3年目を目途に見直しを行います。

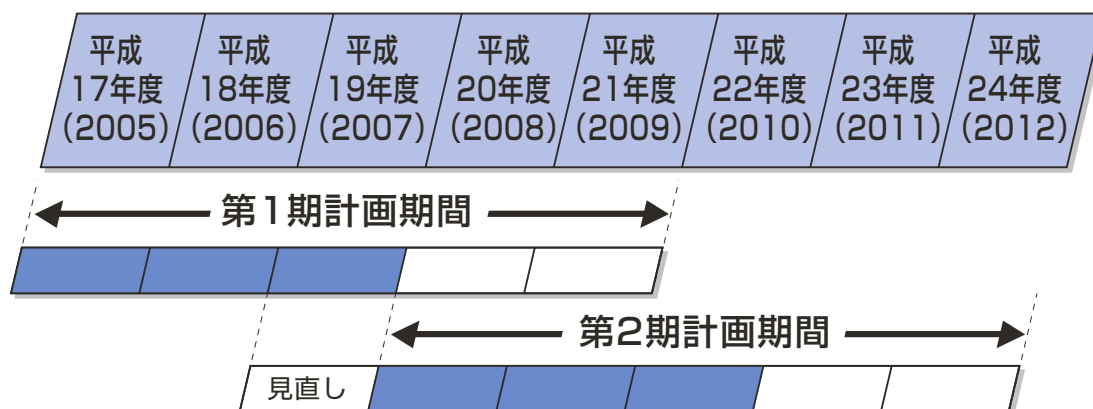


図3 計画期間

4 計画づくりの経過

～みんなの議論から出発した計画づくり

多くの市民が参加して計画をつくりました。

【具体的な3つの取り組み】

- 公募の市民によるワーキンググループ、ワーキンググループの代表者も参加する4つの専門部会、専門部会の部会長も参加する策定委員会の3つの組織での議論
- 20歳以上の市民6,000人を対象にしたアンケート調査の実施（平成16年1月から2月にかけて実施）
- 計画書（素案）に対するパブリックコメントの実施（平成16年12月から平成17年1月にかけて市民に広く公開し、意見を求めました）

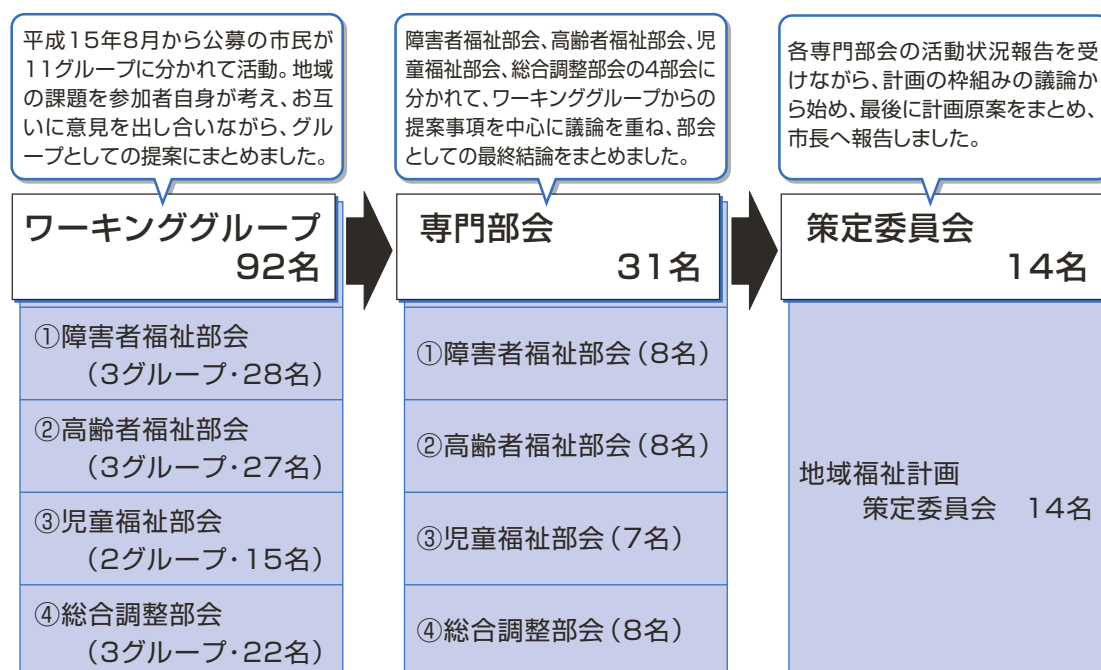


図4 3つの組織の仕組み

5 地域福祉計画が目指すもの

1 基本理念

「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。」

この茅ヶ崎市地域福祉計画の基本理念は、市民の誰もが年齢、性別、障害の有無、社会的・経済的地位などに関わりなく、個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指すことです。

この茅ヶ崎市地域福祉計画の基本理念でいう「私たち」とは、市民、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、自治会、市民を中心としたボランティア団体・NPO、民間企業、行政等本市に関係するすべての人や団体を含んでいます。

2 基本方針

基本理念を具体化するために、次の3つの基本方針を推進します。

- ①私たちは、市民一人ひとりが主体的な力を発揮できるよう、参加・平等・自立・自己実現を進めます。
- ②私たちは、自立支援のための福祉サービス供給システムの構築を進めます。
- ③私たちは、市民参加、市民と行政の協働により、福祉のまちづくりを進めます。

6 地域の課題

4つの専門部会（障害者福祉部会、高齢者福祉部会、児童福祉部会、総合調整部会）からあがった課題と市民アンケート等から浮かびあがった課題を分類・整理します。数多くの課題がありますが、特にその中から、①解決する手段があるもの、②緊急性があるもの、③市民の活動を促進するもの、④茅ヶ崎市の未来に向けてチャレンジするものを取り上げることになりました。

- (1) 誰もが自分の居場所を持てるまちづくり
- (2) 誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり
- (3) 地域福祉の基盤づくり

7 基本施策

(1) 「誰もが自分の居場所を持てるまちづくり」の実現に向けて

年齢、性別、社会的状況に関係なく、誰もが地域で孤立することなく、お互いを尊重しあいながら、自立・自己実現の場となるような居場所づくりを、物理的・心理的両面から進めていきます。

1) 物理的な居場所づくりの推進

- ① 地域での活動・交流拠点の整備
- ② 仲間づくりによるいきがいや達成感を味わえる場づくり
- ③ 公共施設の有効活用
- ④ 市民参加による福祉の拠点づくり
- ⑤ 地域で生活するための多様な生活・働きの場の確保

2) 心理的な居場所づくりの推進

- ① 福祉教育による市民意識の改革
- ② 児童・障害者・高齢者等の精神的な居場所づくり

(2) 「誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり」の実現に向けて

誰もが必要な時に必要な情報に出会い、必要なサービスが受けられるように、地域の特徴を生かした、情報との出会いからサービス利用までのスムーズな仕組みづくりを整えます。そのためには、相手に伝わる

情報内容を工夫し、必要なサービスと情報が引き出せるようなネットワークづくりを進めます。情報が統合的に提供できるように、保健・医療・福祉情報の連携を図ります。

1) 情報の効果的な活用促進

- ① 情報の発信方法の工夫
- ② 市民にわかりやすい情報内容の工夫
- ③ 個人情報保護の徹底

2) 相談窓口・相談機能の充実

- ① 身近な相談窓口の整備
- ② 地域のコーディネーターの育成

3) サービス提供のネットワーク化の推進

- ① 地域での支援ネットワークづくりの推進
- ② 地域の既存組織との連携

4) 保健・医療との連携推進

保健・医療・福祉の情報の統合化

(3) 「地域福祉の基盤づくり」の実現に向けて

性別・年齢・社会的経済的地位などに関係なく、誰もが地域社会にいつでも出かけられる環境の整備と参加する機会づくりを進めます。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民一人ひとりの理解と地域の支え合いの仕組みづくりを整備し、地域で支えあう人材の育成や活用を進めます。

1) まちのバリアフリー化の推進

福祉のまちづくりの推進

2) 市民意識の改革

- ① 地域福祉計画の市民への浸透
- ② 市民意識の改革

3) 福祉教育の推進

- ① 福祉教育の推進
- ② 福祉意識の醸成

4) 地域の人材育成の推進及び人材の確保・活用の促進

- ① 福祉ボランティアの育成
- ② 福祉専門職の育成
- ③ 福祉教育者の育成
- ④ 地域に存在する人材の認知度向上と確保・活用促進
- ⑤ (再掲)地域のコーディネーターの育成

5) 参加の機会づくりの推進及び市民活動の支援

- ① 市民参加・男女共同参画・市民と行政の協働の推進
- ② 市民活動の支援

6) 地域での安全・安心の仕組みづくりの推進

- ① 地域での気づき・見守り体制づくりの推進
- ② 防犯・防災体制づくりの推進
- ③ 家族介護者への支援体制づくりの推進
- ④ 人権尊重の推進
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ 虐待防止の仕組みづくりの推進

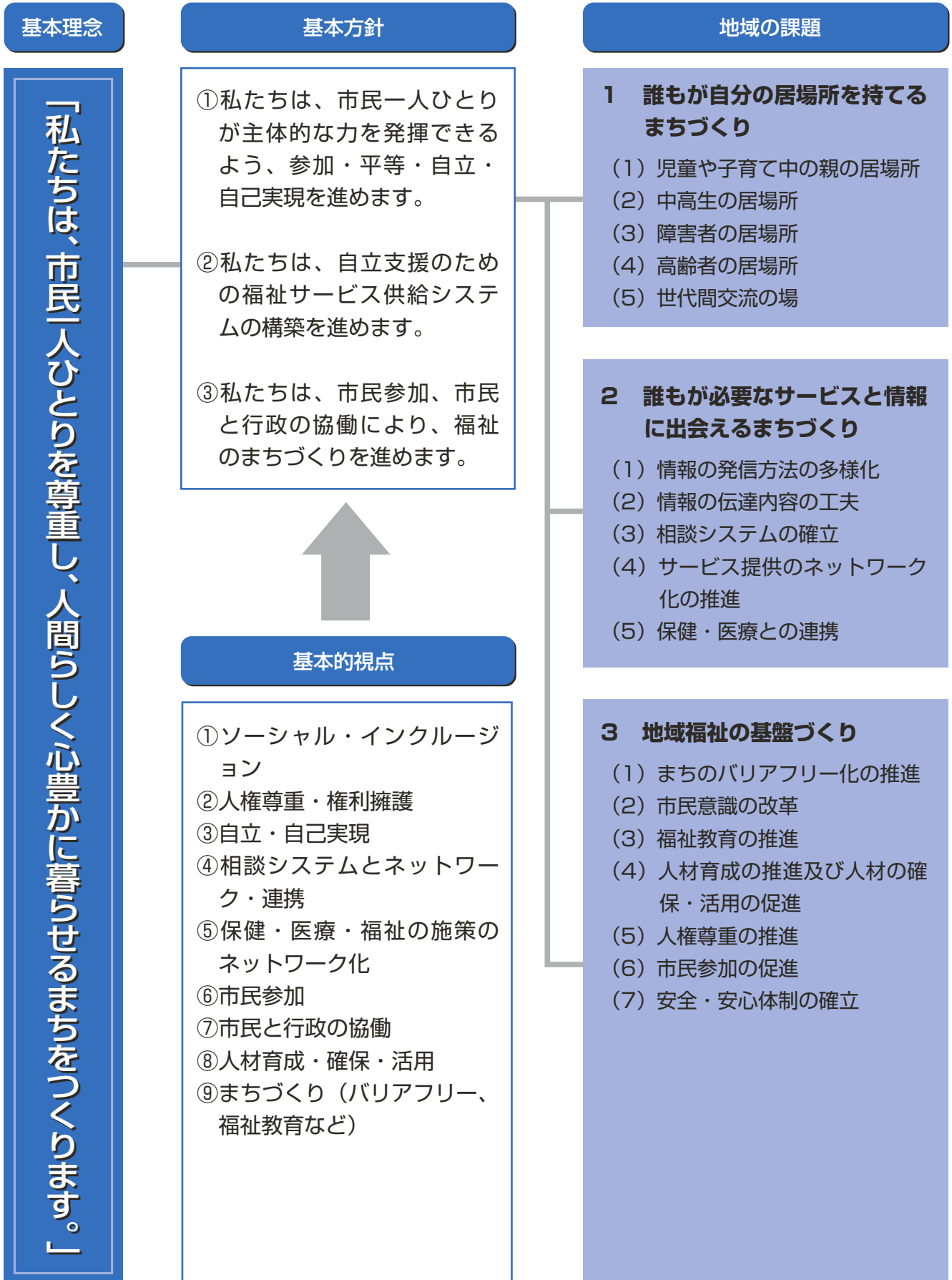
8 重点施策

基本施策のうち、この計画の計画期間である5年間で取り上げるべきものを次の基準で選び、重点施策とします。

- 4つの専門部会で共通して取り上げられたもの
- 緊急性の高いもの
- 5年間で成果を出すのは難しいが、長期的な取組みが必要なもの

- (1) 地域福祉計画の市民への浸透及び市民意識の改革
- (2) 地域での活動・交流拠点の整備
- (3) 情報の発信方法及び市民にわかりやすい情報内容の工夫
- (4) 地域のコーディネーターの育成
- (5) 地域での支援ネットワークづくりの推進及び地域の既存組織との連携

9 地域福祉計画の体系



基本施策

基本施策の内容

- ①物理的な居場所づくりの推進
 - 1 地域での活動・交流拠点の整備 ★
 - 2 仲間づくりによるいきがいや達成感を味わえる場づくり
 - 3 公共施設の有効利用
 - 4 市民参加による福祉の拠点づくり
 - 5 地域で生活するための多様な生活・働きの場の確保
- ②心理的な居場所づくりの推進
 - 1 福祉教育による市民意識の改革
 - 2 児童・障害者・高齢者等の精神的な居場所づくり

- ①情報の効果的な活用促進
 - 1 情報の発信方法の工夫 ★
 - 2 市民にわかりやすい情報内容の工夫 ★
 - 3 個人情報保護の徹底
- ②相談窓口・相談機能の充実
 - 1 身近な相談窓口の整備
 - 2 地域のコーディネーターの育成 ★
- ③サービス提供のネットワーク化の推進
 - 1 地域での支援ネットワークづくりの推進 ★
 - 2 地域の既存組織との連携 ★
- ④保健・医療との連携推進
 - 1 保健・医療・福祉の情報の統合化

- ①まちのバリアフリー化の推進
 - 1 福祉のまちづくりの推進
- ②市民意識の改革
 - 1 地域福祉計画の市民への浸透 ★
 - 2 市民意識の改革 ★
- ③福祉教育の推進
 - 1 福祉教育の推進
 - 2 福祉意識の醸成
- ④地域の人材育成の推進及び人材の確保・活用の推進
 - 1 福祉ボランティアの育成
 - 2 福祉専門職の育成
 - 3 福祉教育者の育成
 - 4 地域に存在する人材の認知度向上と確保・活用促進
 - 5 (再掲) 地域のコーディネーターの育成 ★
- ⑤参加の機会づくりの推進及び市民活動の支援
 - 1 市民参加・男女共同参画・市民と行政の協働の推進
 - 2 市民活動の支援
- ⑥地域での安全・安心の仕組みづくりの推進
 - 1 地域での気づき・見守り体制づくりの促進
 - 2 防犯・防災体制づくりの推進
 - 3 家族介護者への支援体制づくりの推進
 - 4 人権尊重の推進
 - 5 権利擁護の推進
 - 6 虐待防止の仕組みづくりの推進

★は重点施策

10 推進体制

市では、計画の基本理念である「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。」の実現のため、平成17年度から地域福祉計画の市民への浸透を図るフォーラムや講座の開催、周知・啓発、地域の橋渡し役となるコーディネーターの育成、サービス提供ネットワークの構築など、市民と協働で進めていきます。

また、地域の取り組み方には、特性や相違がありますが、地域が主体となって、順次、地域の体制整備と地域による具体的な施策への取り組みがされるよう推進していきます。

計画の推進や進行管理等に当たっては、次のような推進体制を整備し、市民と連携を図りながら進めます。

■ 計画の推進や進行管理等に当たっての推進体制 ■

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進委員会の設置

委員会の趣旨

次の点を主に目標達成に向けての具体的な方法の検討、進行管理や調整等を行います。

- 基本施策を推進するための具体的な推進手順等
- 地域での拠点整備や組織づくりの支援方法
- 計画の進行管理と評価の方法
- 計画の見直し

予定される構成メンバー：

市民、学識経験者、茅ヶ崎市社会福祉協議会、自治会連合会、地区社会福祉協議会、市内の福祉施設職員等

茅ヶ崎市地域福祉計画 推進調整会議の設置

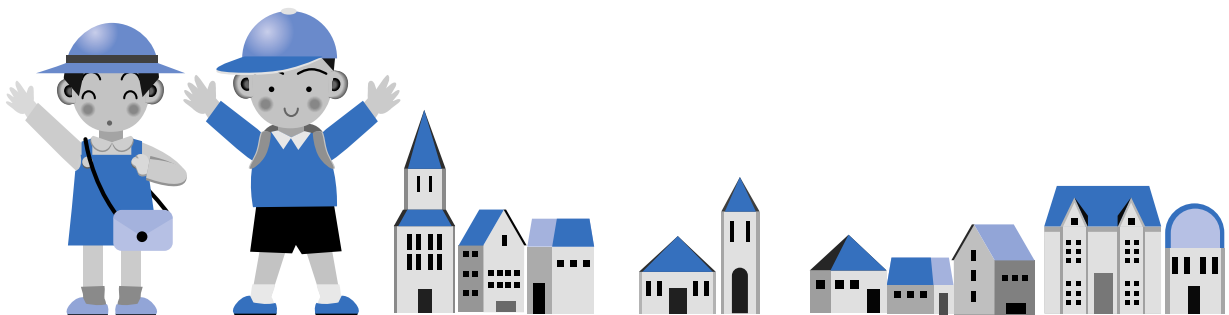
委員会の趣旨

地域福祉計画の基本施策を推進する庁内関係機関の調整をします。

予定される構成メンバー：

福祉、保健、まちづくり等地域福祉推進に係わる関係各課

図5 推進体制



発行・編集

茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉総務課

平成17年(2005年)3月発行 2,000部作成

電話 0467-82-1111(代表) 内線2258

FAX 0467-82-5157

E-mail : hokensoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp